

安全設備規則

規則

2018 年 第 3 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 128 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

6 編 極海を航行する船舶の安全設備

2 章 救命設備

2.3 規則（極海コード I-A 部 8.3）

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 脱出

2.2.1-1.及び 2.2.1-2.に適合するため、次の(1)から(3)を適用しなければならない。

- (1) ~~着氷に曝される船舶は、~~脱出経路、招集場所、乗艇場所、救命艇及び救命いかだ、それらの進水装置並びに救命艇及び救命いかだに至る通路から着氷及び着雪を~~取り除く~~除去又は防止するための手段を備えること。
- (2) 2017 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶の場合、暴露された脱出経路は、極海用衣類を着用する人員により通路の通行が妨げられないようなものとすること。
- (3) ~~低気温空気環境下での運航行~~を行う船舶は、追加の極海用衣類を着用した人員のあらゆる影響を十分に考慮し、乗艇場所の配置の妥当性を評価すること。

2.3.3 生存*

-2.を次のように改める。

-2. 長期間に渡り暗闇で航行する船舶については、2.2.3-2.に適合するため、各救命艇に、氷の発見を容易にするための連続使用に適した探照灯を備えなければならない。ただし、本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合については、この限りでない。

3 章 航行の安全

3.3 規則（極海コード I-A 部 9.3）

3.3.2 航海設備の機能*

-1.を次のように改める。

-1. **3.2.2-1.**に適合するため、次の**(1)**から**(4)**を適用しなければならない。

((1)及び(2)は省略)

(3) ~~着氷の可能性のある海域及び期間を航行する船舶は、~~航行及び通信のために要求されるアンテナへの着氷を防ぐ措置を講じなければならない。

((4)は省略)

附属書 6-3.3.2 GNSS コンパス

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

GNSS コンパスは、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 真北（000 度）から時計回りに 360 度まで 10 度毎に数値による方位角が表示されたものであること。
- (2) 主操舵場所にて操舵手が明確に読み取ることができるものであること。ただし、本附属書の要件に適合するジャイロレピータであって、かつ、切り替え等により GNSS コンパスの表示を行うことができるものを設置している場合については、この限りではない。
- (3) 故障した場合に警報を発するものであること。
- (4) 誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。この補正装置は、手動により設定した値を確認するための適切な手段を有すること。
- (5) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (6) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (7) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (8) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (9) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられたものであること。
- (10) 船舶の航行中における振動又は湿度もしくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (11) 2 以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられたものであること。
- (12) 誤差は、4 編附属書 4-2.1.15「船首方位伝達装置（THD）」1.1.6-2.を準用し、当該要件に示される許容値以内であること。
- (13) 給電が停止した場合に警報を発するものであること。
- (14) 測定した船首方位に係る情報を航海用レーダーその他の必要な航海設備等に伝達することができるものであること。この伝達のための出力のうち、少なくとも 1 つは IEC 61162 に適合するものであること。規格は最新版によるものとする。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.3 救命胴衣（LSA コード 2.2）

3.3.1 救命胴衣の一般要件*

-9.を次のように改める。

-9. **3.1.1-1.(10)**の規定により要求される標示に加え，子供用救命胴衣には次の項目を標示しなければならない。

- (1) -2.に規定するサイズの範囲
- (2) ~~IMO 決議 A.760(18)~~IMO 総会決議 A.1116(30)に示されるような子供用救命胴衣としての子供用のシンボル

附 則（改正その2）

1. この規則は2019年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

*高速船については，1%を3%に読み替える。

安全設備規則検査要領

要
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 96 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 25 日 達 第 96 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

6 編 極海を航行する船舶の安全設備

2 章 救命設備

2.3 規則

2.3.1 として次の 1 条を加える。

2.3.1 脱出

規則 6 編 2.3.1(1)に規定する「着氷及び着雪を除去又は防止するための手段」とは、例えば、機械式の除去装置若しくは専用の斧などの道具等又はヒーティング装置等をいう。

2.3.3 生存（極海コード I-B 部 9 関連）

-3.及び-4.として次の 2 項を加える。

-3. 規則 6 編 2.3.3-2.に規定する「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに適合する場合をいう。

(1) 24 時間日光で照らされる海域のみを航行する場合。

(2) 氷を視覚的に発見するために有効なその他の手段を備える場合。

-4. 規則 6 編 2.3.3-4.にいう「十分な非常食糧」とは、最大救助想定時間（最低 5 日間）に応じて、1 人当たり約 800 kcal/日の食糧及び 0.5 l/日の水をいう。

3 章 航行の安全

3.3 規則

3.3.1 として次の 1 条を加える。

3.3.1 航海情報

規則 6 編 3.3.1 に規定する「最新の氷の状態に関する情報を受信及び表示する手段」とは、海氷レーダーを備えるか、又は陸上の機関との通信等により、最新の海水の情報を定期的に入手し表示するための適当な手段をいう。

3.3.2 を次のように改める。

3.3.2 航海設備の機能（極海コード I-B 部 10.4 関連）

-1. （省略）

-2. 規則 6 編 3.3.2-1.(3)に規定する「着氷を防ぐ措置」とは、例えば、ヒーティング装置等をいう。

~~-3. 規則 6 編 3.3.2-2.(1)に適合するため、船舶は規則 4 編 2.1.3 に適合するとともに、次の(1)から(5)に適合する 2 以上のジャイロコンパス及びジャイロレピータを備えること。~~ただし、規則 6 編 3.3.2-2.(2)に規定する GNSS コンパス又は同等の設備を備える場合には本会の適当と認めるところによる。~~~~

- (1) マスタージャイロコンパス又はジャイロレピータは、主操舵場所にて操舵手が明確に読み取ることができるものであること。
- (2) 非磁性手段によるものであること。
- (3) 規則 4 編 2.1.4 に規定する航海用レーダー、規則 4 編 2.1.6 に規定する自動物標追跡装置及び規則 4 編 2.1.16 に規定する船舶自動識別装置に船首方位情報を伝達する機能を有するものであること。
- (4) 非常操舵場所にジャイロレピータを備えること。
- (5) ジャイロコンパスは、安全設備規則附属書 4-2.1.3 に定める性能基準に適合したものであること。

-4. 前-3.にかかわらず、次に掲げる装置を備える船舶にあつては、規則 6 編 3.3.2-2.(1)に適合するため、船舶は規則 4 編 2.1.3 に適合するとともに、前-3.(1)から(5)に適合する 1 のジャイロコンパス及びジャイロレピータを備えることで差し支えない。

- (1) 安全設備規則附属書 6-3.3.2 に定める性能基準に適合した GNSS コンパス（規則 6 編 3.3.2-2.(2)の規定により備える GNSS コンパスを含む）。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。
- (2) 安全設備規則附属書 4-2.1.15 に定める性能基準に適合した船首方位伝達装置（他の規定により備える船首方位伝達装置を除く）及び当該装置からの出力信号を受けてジャイロコンパスと同様の目的に使用できるレピータコンパス。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。

3.3.3 として次の 1 条を加える。

3.3.3 追加の航海設備

規則 6 編 3.3.3-1. という「探照灯」とは、JIS F 8459:2003「船用探照灯」に適合する探照灯又はこれと同等の探照灯をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.3 標示

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 操作の指示 (SOLAS Chapter III Reg.9)

規則 3 編 2.3.1(3)にいう「本会の適当と認めるシンボル」については、~~IMO 総会決議 4.760(18) Annex I~~IMO 総会決議 4.1116(30)を参考とすること。

2.3.2 を次のように改める。

2.3.2 積付け位置の標示 (SOLAS Chapter III Reg.20.10)

規則 3 編 2.3.2 に規定する「本会が適当と認めるシンボル」については、~~IMO 総会決議 4.760(18) Annex II (招集場所, 出口, 経路を示す矢印を除く。)~~IMO 総会決議 4.1116(30)を参考にすること。

附 則 (改正その2)

1. この達は2019年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
*高速船については、1%を3%に読み替える。